

様式C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年5月21日現在

研究種目：基盤研究（C）
研究期間：2007～2008
課題番号：19530499
研究課題名（和文）ソーシャルワーク実践における成年後見制度の有効性に関する理論的研究
研究課題名（英文）A theoretical Study on Effectiveness of the Adult Guardianship System in Social Work Practice
研究代表者
岩間 伸之（IWAMA NOBUYUKI）
大阪市立大学・大学院生活科学研究科・准教授
研究者番号：00285298

研究成果の概要：本研究は、ソーシャルワーク実践における成年後見制度の有効性を明らかにしたものである。成年後見制度の運用及び手続きに関する詳細な検討とソーシャルワーカーへのヒアリングによって検証した。ソーシャルワーク実践における成年後見制度の活用の可能性として、①本人に不利益な状況が生じることを長期にわたって防ぎやすくなる、②本人の心身や生活状況の変化に気づき迅速に対応することができる、③本人の意向や希望を実現する可能性を広げる、④本人を代弁するパートナーとなる、⑤ソーシャルワーク本来の業務に集中しやすくなる、の5つの内容が明らかとなった。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：ソーシャルワーク・成年後見制度・権利擁護

1. 研究開始当初の背景

わが国における社会福祉の仕組みは、社会福祉基礎構造改革という大きな潮流のなかで、戦後最大ともいえるべき転換を余儀なくされた。「措置から契約へ」という表現に顕著なように、行政がサービス内容を決定し、提供するという保護的な福祉サービスの有り様から、当事者本人が必要なサービスを自ら選択し、サービスを利用する仕組みへと転換された。こうした大きな動向の

なかで、本研究に取り組むうえでの背景として、次の5つを示す。

（1）判断能力が不十分な人の自己決定支援

自己選択による契約を前提とした福祉サービスの利用という仕組みのなかで、自分のことを自分で決めることができない人、つまりは認知症高齢者や知的障害者をどのように支援するかといった仕組みや方法の

整備が大きな問題となった。成年後見制度をソーシャルワーク実践における社会資源のひとつとして活用することで、この課題を克服するひとつの切り札となる。

(2) 判断能力が不十分な人を狙った悪質商法等の被害の増加

認知症高齢者をはじめとする判断能力が不十分な人々をねらった悪徳商法や詐欺事件の増加が顕著にみられ、彼らの生活基盤が著しく脅かされている。彼らの生活を守るために、成年後見制度を効果的に活用することは財産面での権利侵害の有効な一手となりうる。

(3) 高齢者・障害者に対する虐待の増加

高齢者や障害者に対する深刻な虐待事例が増加していることである。成年後見制度の活用によって緊急対応や予防的対応が可能になる。とくに、高齢者虐待の場合には、近親者からの虐待も少なくなく、その場合これまでの長い生活歴と複雑な経緯があるだけに対応は難しく、また虐待をする側へのケアも求められることから、成年後見制度を活用したソーシャルワーク的な対応は有効な手段となる。

(4) 地域包括支援センターにおける権利擁護業務

平成 18 年度から導入された地域包括支援センターの機能のひとつとして、「権利擁護業務」がある。その活用すべき制度のひとつとして成年後見制度があげられている。必置になった社会福祉士にとってソーシャルワーク機能と成年後見制度との接点を明らかにすることはきわめて重要な課題となる。

(5) 法人後見による成年後見制度

法人後見による成年後見制度の活用の道を探ることである。ソーシャルワーク実践として成年後見制度を組織的に活用するためには第三者後見だけでなく、法人後見による可能性を模索することが不可欠である。そうすることで、ソーシャルワークの可能性をさらに広げることができる。

2. 研究の目的

成年後見制度は、課題は多いものの判断能力が不十分な人々への権利擁護の制度としてきわめて重要な意味と可能性をもつことはいまさら指摘するまでもない。しかしながら、ソーシャルワーク実践の視点か

ら、成年後見制度を社会資源のひとつとして位置づけ、その活用に関して理論的にその有効性を検討した研究は十分ではない。その意味で、ソーシャルワーク実践における成年後見制度を活用した権利擁護ないしはアドボカシーのあり方について、その具体的な運用および手続きも含めて明確にする研究はきわめて独自性の高いものであるといえる。

本研究は、クライアント（利用者）の権利擁護を含めたソーシャルワーク実践において、成年後見制度を活用することの有効性の根拠を理論的に明らかにした。そして、ソーシャルワーク実践において成年後見制度を社会資源のひとつとして有効に活用するための視点、方法、可能性と限界の明確化に取り組んだ。

3. 研究の方法

(1) 研究初年度

①研究内容

研究初年度は、成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践の理論的基盤に関する基礎研究として位置づけ、次年度への基盤づくりに重点をおいた。具体的には、成年後見制度とソーシャルワークとの理論的整合性に関する検討と成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践の特質に関する仮説の明確化に取り組んだ。

②研究方法

民法や成年後見制度に関する文献等を用いた文献研究に取り組んだ。成年後見制度の運用および手続きについての詳細な検討や、ソーシャルワーク実践の手続きとの照合、運用面での理論的整合性について検討した。加えて、ソーシャルワークが内包する「価値」の実践において、成年後見制度を活用することで果たしうる可能性について検討を加えた。

(2) 最終年度

①研究内容

前年度における基礎研究を踏まえ、成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践の理論的基盤に関する明確化を行った。具体的には、成年後見制度とソーシャルワークとの理論的整合性に関する明確化に取り組んだ。

②研究方法

前年度に明確にした成年後見制度の運用および手続きとソーシャルワーク実践との整合性について、主に実践面での検証を行

った。成年後見人等との連携・協働によるソーシャルワーク実践の経験のあるソーシャルワーカーを対象に、ヒアリング調査を実施した。

4. 研究の成果

本研究の研究成果を述べるにあたっては、まず(1)成年後見人等とソーシャルワーカーの機能と役割の明確化の必要性と(2)成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践の全体像について述べる。そのうえで文献研究をとおして検証した(3)後見事務の特質と、成年後見制度とソーシャルワークとの理論的整合性に関する明確化をとおして明らかにした(4)ソーシャルワーク実践における成年後見制度の活用の可能性、さらには、その可能性について実践面から検証した(5)ヒアリング調査の結果について示す。

(1) 成年後見人等とソーシャルワーカーの機能と役割の明確化の必要性

これまでのソーシャルワークと成年後見制度に関する研究論文等をみると、成年後見人等(以下、後見人等)にソーシャルワークの技術やソーシャルワークの視点が必要であると述べられている。後見人等の権限は、原則として本人が亡くなるまでその効力を発揮する。このことから、後見人等は本人の人生と深くかかわり、本人の人生に大きな影響を与える存在となる。したがって、本人と信頼関係を構築し、本人の生活等に対する希望を理解し、それを実現させていくために取り組まなければならないとする考え方は、後見活動においてとても重要な視点といえる。そして、後見活動におけるソーシャルワークの方法や技術の有効性を主張する意義も認められる。

しかしながら、ソーシャルワーク実践のなかで、こうした後見活動が展開されていくことを考えると、次の二つの課題が見えてくる。

第一は、後見人等とは別にソーシャルワークの担い手として本人の支援にかかわるソーシャルワーカーとどのように機能や役割を分担していくのかということである。現在、複数の専門職がひとつの事例にかかわるチームアプローチが展開されるようになってきたなかで、当然ながら、ソーシャルワーカーと後見人等がそのチームの一員として活動することは想定されることである。後見人等とソーシャルワーカーがどのように連携・協働していくのかを明確にしておかなければ、両者の間に主導権争いや、

お互いが本来持っている機能や役割を発揮しないままに、相手方がすべき機能や役割にまで踏み込んで本人を支援をしようとする動きも生まれる。この点については、ヒアリング調査からも伺うことができ、お互いがお互いの業務を押しつけ合ったり、いざ連携・協働が必要なときに、うまく動くことができないことがあるなどが述べられていた。そのことで、結果的に両者の役割や機能自体が脆弱化し、成年被後見人(以下、被後見人)本人に対しての不利益を招くことになることが語られた。

第二は、多様な後見人等が選任されているなかで、ソーシャルワークを基盤とした後見活動をどのように広めていくのかということである。現在、配偶者をはじめとした親族による後見が全体の約7割を占めており、第三者後見人においても弁護士や司法書士が多く選任されている。ソーシャルワークの担い手である社会福祉士が後見人等として選任される割合はまだ少ない。

ソーシャルワークと成年後見制度の結びつきは強くなってきているが、今後、ソーシャルワークの専門性を活かした後見活動の進展やソーシャルワーク実践における成年後見制度のあり方を考えていくためには、ソーシャルワークと成年後見制度の持つ各々の機能や役割、また両者の機能が相乗的かつ効果的に発揮できる関係のあり方や方策等を明らかにする必要があることを確認できた。

(2) 成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践

ソーシャルワーカーと後見人等が各々の機能や役割を十分に活かした形での連携・協働のあり方を考えていくうえで、本研究では成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践に焦点を当てて、その実践の全体像を図1のように設定した。

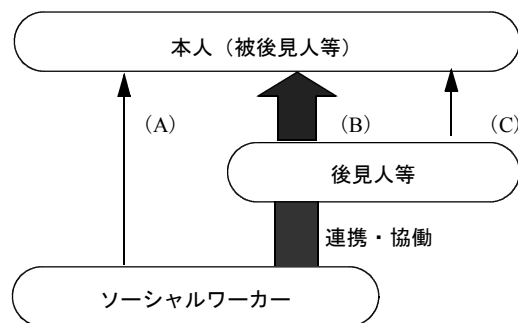


図1 成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践の全体像

矢印(A)は、ソーシャルワーク実践本来の働きかけを表している。本人との援助関係を基盤として、ソーシャルワークが依拠する価値や原理・原則に基づきながら、ソーシャルワーカーが本人（被後見人等）に直接働きかける。矢印(B)は、民法に規定された権限や後見事務等に基づいた後見人等による本人への働きかけを示している。成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践では、この矢印(A)及び(B)による各々の働きかけを基本としながら、矢印(C)で示した後見人等との連携・協働による実践の展開を図っていくといえる。

後見人等との連携・協働におけるソーシャルワーク実践において重要なことは、ソーシャルワーカーと後見人等の両者の持つ本来の機能や役割に十分に配慮したうえで、連携・協働における役割分担を図っていくことである。両者の果たすべき機能や役割を曖昧にしたまま連携・協働を図れば、どちらか一方に過度な負担がかかる原因ともなり、十分な効果が望めないものになってしまう。

本研究では、図1を前提として、後見人等が持つ固有の専有的な機能を整理し、そのうえでソーシャルワーカーが後見人等と連携・協働することによって提供できる援助について考察した。

(3) 後見事務の特質

後見事務は、大別すると財産管理と身上監護の2つに整理することができる。これらの事務内容を概観すると、後見人以外の者では担うことのできないものが多く含まれていることが明らかである。これは、後見人に代理権や取消権が付与されていることに起因しており、このことによって後見人に専有的機能や役割がもたらされる。表1は、後見人による主な後見事務の内容と、それらの内容が後見人にしかできない専有的事務であるかどうか（専有性）を一覧にして示したものである。

表1 後見人の主な後見事務と専有性の有無

	項目	専有性
財産管理	預貯金の管理	○
	年金等の管理	○
	税務等の申告	○
	不動産の管理	○
	日常生活費の管理	○
身上	本人の身上に関する契約	○
	見守り	×
監護	法律行為としての異議申立て	○
	アドボカシー活動	×

財産管理に関する事務は、本人にとって重要な財産を直接に扱うものであり、これらを扱うための法的権限を持たないソーシャルワーカーには扱うことができないものである。後見人は、家庭裁判所から選任された法定代理人であり、民法 859 条第1項にあるように本人の財産に関する法律行為の包括的な代理権と管理権を有し、この法的権限に基づき本人の財産を直接扱えることになる。

身上監護に関して、本人の身上に関連する契約等及び法律行為としての異議申立ては、本人に関する法律行為であり、法定代理人である後見人だからこそ介護保険サービス等の利用の契約等を行うことができる。代理権等の権限を持たないソーシャルワーカーでは行うことができない。見守り及びアドボカシー活動は、ソーシャルワーク実践においても必要な援助活動である。しかし、後見人は代理権及び取消権等の法的権限を有しており、これらの法的権限を背景として見守り及びアドボカシー活動を展開できる点が大きな強みになる。

後見事務は、本人のなすべき法律行為を包括的に網羅し、表1の専有性の欄に示しているように、その多くが後見人によってもっぱら担われる。本人のなすべき法律行為は、原則、本人又は本人の代理人以外が扱うことのできない。後見人は、これらの法律行為を本人のために行うために選任された法定代理人である。これらの行為を行うことこそが後見人の機能や役割であり、適切な働きが期待される。

(4) ソーシャルワーク実践における成年後見制度の活用可能性

①本人に不利益な状況が生じることを長期的にわたって防ぎやすくなる

判断能力が不十分な本人への消費者被害や虐待等の権利侵害が認められるとき、ソーシャルワーカーは、消費者生活相談や日常生活自立支援事業、高齢者虐待防止法の活用等の法的手段を用いながら解決に向けて取り組む。しかしながら、頻繁に消費者被害に遭う本人にとっては一時的な対応となり、根本的な解決につながらない場合もある。

後見人は、表1の財産管理の事務で示したように、財産に関する包括的な代理権と管理権を有することで本人の重要財産のほとんどを扱うことができる。さらに、これらは後見人専有的な事務であり、本人以外の第三者では扱えず、本人が亡くなる最期の

ときまでその事務は継続される。

ソーシャルワーク実践において長期にわたる本人の不利益状況からの保護が必要とされる場合、後見人との連携・協働（図1の矢印(C)）によって、永続的な本人の権利擁護を可能にする。

②本人の心身や生活状況の変化に気づき迅速に対応することができる

ソーシャルワーク実践では、時間の経過とともに変化する本人の心身や生活状況に迅速に対応していくことが求められる。しかしながら、判断能力が不十分である本人へのソーシャルワーク実践においては、本人の判断能力の不十分さが変化への素早い対応を阻むこともある。特に、介護保険サービスの利用等に代表されるように、本人による契約行為が必要とされるとき、このような課題は顕著になる。

表1で示したように、後見人による身上監護の事務には本人の身上に関する契約行為が含まれている。ソーシャルワーカーは、後見人との連携・協働（図1の矢印(C)）によって、契約に関する障害を克服することができ、本人の心身や生活状況の変化に迅速かつ具体的に対応することができる。

③本人の意向や希望を実現する可能性を広げる

衣食住などの基本的ニーズの充足だけでなく、本人らしい生活や生き方を支援していくことも重要なソーシャルワーク実践である。後見人にも本人の意思尊重義務と身上配慮義務があり、これによって本人の自己実現のために積極的に財産を活用していくことが期待されている。成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践において、ソーシャルワーカーは、後見人との連携・協働を図りながら、本人の意向や希望を実現する支援を展開することが可能になる。

後見人と連携・協働しながら本人の意向や希望を実現していく援助は、ソーシャルワーカーと本人との援助関係（図1の矢印(A)）をとおして本人の意向や希望を明確化していくことから始まる。それから、ソーシャルワーカーは後見人との連携・協働（図1の矢印(C)）を図り、後見人が本人の意向や希望の実現のために必要となる法律行為を行うこととなる。

矢印(C)での後見人による本人への働きかけは、包括的な代理権に基づく。そのため、本人の意向や希望に対して幅広く対応することができる。ソーシャルワーカーは

後見人と連携・協働することによって、本人の意向や希望を実現できる可能性を大きく広げることができる。

④本人を代弁するパートナーとなる

自らの意思や意向をうまく伝えることのできない本人の代弁者となって、本人の思いを周囲に伝えていくことは重要なソーシャルワーク実践である。後見人にも、表1において示したように、身上監護の事務においてアドボカシー活動が求められ、本人の代弁者としての役割がある。

後見人は、原則として、本人が亡くなる最期のときまでかかわる。そして、本人の言動などの情報を長期にわたって収集しやすく、本人の意向等を理解しやすい立場にあるといえる。また、後見人による代弁は、本人の法定代理人としての立場から行われ、まさに本人が発言したことと同じ意味合いを持つ。

成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践において、後見人と連携・協働（図1の矢印(C)）することで、ソーシャルワーカーは本人の思いを後見人とともに代弁することができ、かつ非常に重みのある代弁を展開することができる。

⑤ソーシャルワーク本来の業務に集中しやすくなる

日常的なソーシャルワーク実践においては、消費者金融や金融機関への負債があるにもかかわらず、本人がそのことを理解していなかったり、家賃や公共料金の支払いの滞納があるなど、ソーシャルワーカーでは対応できない課題も少なくない。そうした場合、支援者が本人の預貯金などの金銭管理や重要書類等の預かりを迫られることもある。

後見人は、家庭裁判所から選任され、包括的な代理権及び取消権が付与されている。こうした法的権限に基づき、本人の預貯金や重要書類等を管理する。本人の財産管理等を後見人に任せることで、ソーシャルワーカーは、金銭等の課題から解放され、ソーシャルワーク本来の業務に集中できるようになる。

ヒアリング調査では、後見人に金銭面の課題をゆだねることで、ソーシャルワーカーは本来の業務に集中することができるようになったという報告がなされた。

後見人と連携・協働することで、ソーシャルワーカーは本人が本来目を向けなければならない課題に集中して取り組める環境

を作り出すことが可能となる。

(5) ヒアリング調査の結果

ヒアリング調査をとおして、ソーシャルワーク実践における成年後見制度の活用の5つの可能性と、後見人等との連携・協働の実際についての検証を行った。

成年後見制度の活用の可能性としてあげた5点についてはおおむね評価をいただいた。また、後見人と連携・協働することによる弊害についても語ってくれた。内容としては、財産管理に関して、本人の意思尊重と本人保護とのジレンマ、知らず知らずのうちに、後見人自体が権利侵害をしていることもあることであった。こうした弊害を無くすうえでも、成年後見制度の活用の可能性を実践のなかで広げていくうえでも、ソーシャルワーカーと後見人等に求められる姿勢として、次の2点が示された。

一つ目は、本人の気持ちを代弁する技術、成年後見人等に権利侵害の気づきを促す技術、本人の力に応じた成年後見人等の支援を促す技術の必要性である。

成年後見人等から本人の望まない社会資源の活用が強要されるような場合には、ソーシャルワーカーが本人の気持ちをうまく代弁することが求められる。成年後見人等自体が権利侵害を犯しているようなときには、それを気づかせるための働きかけが必要である。そして後見人による支援方法が、本人には合っていない場合には、本人に合ったやり方についてのアドバイスなどを適切にしていくことが大切であると語られた。

二つ目は、双方がお互いの意見に耳を傾ける関係をつくることである。ソーシャルワーカーからの意見について、成年後見人等がきちんと耳を傾けることが求められ、後見人、ソーシャルワーカー双方が双方の声に耳を傾け、お互いに協力して本人を支援していかなくてはならないということが述べられた。

(6) 今後の課題と展望

ソーシャルワーク実践において、法制度やサービスを含めた社会資源はきわめて重要な実践のための構成要素であるが、成年後見制度は、ソーシャルワークが本来もつ機能である権利擁護機能ないしはアドボカシー機能を具体的に展開させるという新しい可能性を示唆するものである。

しかしながら、成年後見制度は、ソーシャルワーク実践を前提として作られたものではない。したがって、ソーシャルワーク

と成年後見制度の接点について理論的に検討を加えることがソーシャルワークと成年後見制度の双方にとってその可能性を広げることになる。

今後の研究課題としては、成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践に関するさらなる実証研究であるが、本研究はその基礎研究と位置づけられるものである。実証研究や詳細な事例研究に取り組み、後見人等との連携・協働によるソーシャルワーク実践モデルの構築に向けて取り組んでいきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

① 鶴浦直子「(研究ノート) ソーシャルワーク実践における成年後見制度の活用の可能性—ソーシャルワークの機能強化に向けた活用のあり方に焦点を当てて—」『ソーシャルワーク研究』相川書房、査読有、掲載決定(2009年発行予定)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩間 伸之 (IWAMA NOBUYUKI)

大阪市立大学・大学院生活科学研究科・准教授

研究者番号：00285298

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

鶴浦 直子 (UNOURA NAOKO)

大阪市立大学・大学院生活科学研究科・特任助教

崔 珍姫 (CHOI JINHEE)

大阪市立大学・大学院生活科学研究科・大学院生(後期博士課程)

門永 朋子 (KADONAGA TOMOKO)

大阪市立大学・大学院生活科学研究科・大学院生(後期博士課程)

柴田 綾子 (SHIBATA AYAKO)

大阪市立大学・大学院生活科学研究科・大学院生(前期博士課程)

中山 夕子 (NAKAYAMA YUKO)

大阪市立大学・大学院生活科学研究科・大学院生(前期博士課程)